

神奈川県道路位置指定等要領の一部改正の概要

1 改正の趣旨

建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、特定行政庁は建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第4号又は第5号の規定による指定（以下「道路位置の指定等」という。）をしたときは、速やかに規則第10条第1項に掲げる事項を公告しなければならない、とされている。

公告方法については、法等に規定されておらず、公報登載による公告を実施してきたところ、指定から公告までに時間を要し、事業者からも道路位置の指定等が公告されたことを早々に確認したいとの要望も挙がっていた。

さらに、インターネットの普及に伴い、県民に対する周知の拡大、業務での事務負担・費用負担の軽減が図られることから、インターネットでの公表が求められている現状がある。

こうした状況を踏まえ、道路位置の指定等の公告方法を公報登載からホームページ登載に変更する。また、公告方法の変更に伴い、神奈川県道路位置指定等要領について所要の改正を行う。

2 改正の内容

公報登載からホームページ登載への公告方法の変更に伴い、所要の改正を行う。

（3（1）、（3）及び（5）2）

3 施行期日

令和8年6月22日